

第一百四十回 参議院建設委員会会議録 第八号

平成九年四月十七日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

三月二十八日

辞任

釜本 邦茂君

四月十六日

辞任

橋本 聖子君

補欠選任
橋本 聖子君補欠選任
平田 耕一君

岩永 浩美君

鴻池 祥肇君

山崎 正昭君

市川 一朗君

緒方 靖夫君

委員長

理事

委員

出席者は左のとおり。

政府委員	建設大臣	國務大臣官房長	建設省住宅局長	小野 邦久君	亀井 静香君

事務局側

員 常任委員会専門 八島 秀雄君

本日の会議に付した案件

○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鴻池祥肇君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨十六日、岩井國臣君及び橋本聖子君が委員を

辞任され、その補欠として平田耕一君及び岩永浩

美君が選任されました。

○委員長(鴻池祥肇君) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、以上両案を便宜一括して議題といたします。

両案について政府から趣旨説明を聴取いたしました。建設大臣亀井静香君。

○国務大臣(亀井静香君) ただいま議題となりました。

まず、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

さきの阪神・淡路大震災の経験にかんがみれば、大規模地震時に市街地大火を起こすなど防災上危険な密集市街地について、関連する防災対策との連携を図りつつ、その防災機能の確保と土地

の合理的かつ健全な利用を図ることが極めて重要な課題となっております。

この法律案は、このような状況にかんがみ、都

市計画に防災再開発促進地区を定めるとともに、耐火性能の高い建築物への建てかえの促進、延焼等危険建築物の除却、防災街区整備地区計画制度の創設、土地に関する権利の移転等の促進、防災街区整備組合制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、市街化区域の整備、開発または保全の方針に、密集市街地について特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区として、防災再開発促進地区を定めるものとしております。

第二に、防災再開発促進地区的区域における建築物の建てかえ等の促進についてであります。

その第一点といたしましては、建築物の建てかえをしようとする者は、防災上有効な建てかえに

関する計画の認定を受け、建てかえの費用について補助を受けることができることとしております。

第二点といたしましては、地震時に著しい延焼被害をもたらす可能性が高い木造建築物を延焼等危険建築物とし、その所有者に対しその除外を告げることとしております。

また、その勧告を受けた賃貸住宅の所有者が居住者の居住の安定の確保等に関する計画について市町村長の認定を受けた場合には、居住者は地方公共団体から公営住宅等への入居、家賃の減額等の支援を受けることができる」とするとともに、正当事由に係る借地借家法の規定は適用されず、所有者は賃貸借契約の更新拒絶の通知または解約の申し入れを行うことができることとしております。

第三点といたしましては、住宅・都市整備公

は、大都市の防災再開発促進地区において、地方公共団体の委託に基づき、市街地の整備に係る業務を行うことができる」としております。

第三に、防災街区整備地区計画及びその実現の促進に関する措置についてであります。

その第一点といたしましては、市町村は、密集市街地の土地の区域について、都市計画に防災街区整備地区計画を定めることととしております。

第二点といたしましては、防災再開発促進地区内で定められた防災街区整備地区計画の区域内に市町村が防災街区整備権利移転等促進計画を策定し、所有権の移転等を一括的に行うことができるとしております。

第三点といたしましては、地権者が協同して防災街区整備地区計画の内容の実現を図るために事業を一括的に行うための組織として防災街区整備組合を設立できることとしております。

第四点といたしましては、防災再開発促進地区内の防災街区整備地区計画に定められた道が予定道路とされた場合、当該道路を建築基準法の道路とみなして、接道義務の規定を適用することとしております。

第五点といたしましては、市町村長は、密集市街地における防災街区の整備に関する事業を行なう者に対する情報の提供等を行う公益法人を防災街区整備推進機構として指定することができることとしております。

次に、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴い、市街地再開発事業の施行区域要件の見直し、都市開発資金及び住宅金融公庫の貸付対象の拡大等を行なうと

もに、関係法律の規定の整備を行うものであります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、都市再開発法の改正により、市街地再開発事業の施行区域に、高度利用地区と同等の建築制限が行われている防災街区整備地区計画の区域を追加するとともに、第二種市街地再開発事業について面積要件の引き下げ等を行うこととした

第二に、都市開発資金の貸付けに関する法律の改正により、地方公共団体が防災街区整備推進機構に対し、土地の取得に必要な資金の貸し付けを行う場合における当該地方公共団体に対する国の貸し付けを追加すること等といたしております。

第三に、住宅金融公庫法の改正により、延焼等危険建築物として除却の勧告を受けた場合における代替家屋の建設等に対する資金の貸し付けを追加することといたしております。

そのほか、建築基準法、地方税法、都市計画法等関係法律につきまして、所要の規定の整備を行うことといたしております。

○委員長(鴻池祥肇君) 以上で両案の趣旨説明の聽取は終わりました。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

以上が、両法案の提案理由及びその要旨であります。兩案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時七分散会

三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、地元労働力確保のための公共事業の切替えに関する請願(第五十九号)

第五十九号 平成九年三月十四日受理
地元労働力確保のための公共事業の切替えに関する

る請願

諸願者 札幌市中央区南九条西一二ノ一ノ

三一 柴田定之 外五百十一名

紹介議員 高木 正明君

この請願の趣旨は、第四一六号と同じである。

四月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案

二、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

一、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案

二、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 防災再開発促進地区(第三条)

第三章 防災再開発促進地区の区域における建

築物の建替え等の促進

第一節 建築物の建替えの促進(第四条―第

(十二条)

第二節 延焼等危険建築物に対する措置(第

(十三条)

第三節 住宅・都市整備公団の業務の特例

(第三十一条)

第四章 防災街区整備地区計画等(第三十二条)

(第三十三条)

第一節 防災街区整備地区計画(第三十二条)

(第三十四条)

第二節 防災街区整備権利移転等促進計画

(第三十五条)

第三節 防災街区整備組合

(第三十六条)

第一款 総則(第四十条・第四十四条)

(第二款)

事業(第四十五条・第四十七条)

(第三款)

組合員(第四十八条・第六十一条)

(第四款)

管理(第六十二条・第八十七条)

第五款 設立(第八十八条・第九十六条)
第六款 解散及び清算(第九十七条・第一百四条)

第七款 監督(第一百五条・第一百九条)
第八款 雜則(第一百十条・第一百十四条)

第四節 建築物の敷地と道路との関係の特例
(第一百十五条)

第五節 領則(第一百二十一条・第一百二十五条)
(第一百百九条)

第六節 防災街区整備推進機構(第一百六十六条)
(第一百百九条)

第七節 借地権(平成三年法律第九号)
(第一百号)

第八節 公共施設(昭和四十三年法律第九号)
(第一百号)

第九節 借地借家法(平成三年法律第九号)
(第一百号)

第十節 防災再開発促進地区(第二条第一号)
(防災再開発促進地区)

第十一節 都市計画法第七条第四項の市街化区域の整備、開発又は保全の方針においては、密集市街地の土地の区域内の各街区について防災街区としての整備を図るために、特に一體的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区(以下「防災再開発促進地区」という。)及び当該地区的整備又は開発の計画の概要を定めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、防災再開発促進地区における市街地の再開発を促進するため、第三十二条第一項の防災街区整備地区計画その他の都市計画の決定、市街地の再開発に関する事業の実施その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 防災再開発促進地区の区域における建築物の建替え等の促進

(建替計画の認定)

第一節 建築物の建替えの促進

四 建築物 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物を

い。

五 建築物の建替え 現に存する一以上の建築

物(建築物が二以上の場合にあっては、これ

らの敷地が隣接するものに限る。)を除却するとともに、当該建築物の敷地であつた一団の建築物の全部又は一部の区域に一以上の建築物を新築することをいう。

六 耐火建築物 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。

七 準耐火建築物 建築基準法第二条第九号の二に規定する準耐火建築物をいう。

八 公共施設 都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第四条第十四項に規定する公共施設をいう。

九 借地権 借地借家法(平成三年法律第九号)
(第一百号)

十 土地の全部又は一部の区域に一以上の建築物を新築することをいう。

十一 防災街区整備地区の区域に一以上の建築物を新築することをいう。

十二 防災再開発促進地区の区域に一以上の建築物を新築することをいう。

十三 都市計画法第七条第四項の市街化区域の整備、開発又は保全の方針においては、密集市街地の土地の区域内の各街区について防災街区としての整備を図るために、特に一體的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区(以下「防災再開発促進地区」という。)及び当該地区的整備又は開発の計画の概要を定めるものとする。

十四 国及び地方公共団体は、防災再開発促進地区における市街地の再開発を促進するため、第三十二条第一項の防災街区整備地区計画その他の都市計画の決定、市街地の再開発に関する事業の実施その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十五 第三章 防災再開発促進地区の区域における建築物の建替え等の促進

(建替計画の認定)

十六 第一節 建築物の建替えの促進

十七 建築物 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物を

い。

十八 建築物の建替え 現に存する一以上の建築

物(建築物が二以上の場合にあっては、これ

六 建築物の建替えの事業に関する資金計画	七 その他建設省令で定める事項
八 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁があつた場合において、当該申請に係る建替計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定をすることができる。	九 認定事業者の一般承継人又は認定事業者その他の当該認定建替計画に係る建築物の所有権その他当該認定建替計画に係る建築物の建替に必要な権原を取得した者は、所管行政庁の承認を受けて、当該認定事業者が有していた建替計画の認定に基づく地位を承継することができる。
（地位の承継）	
九 建築基準法第九条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建替計画について建替計画の認定をしようとする場合において、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建替計画について建替計画の認定をしようとする場合について準用する。	十 所管行政庁は、認定事業者が認定建替計画に従つて建築物の建替えを行つていないと認めたときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
十一 所管行政庁は、認定事業者が前項の規定による取消しをした場合について準用する。（費用の補助）	十一 所管行政庁は、認定事業者（建設省令で定める認定事業者を除く。）に対して、建築物の建替えに要する費用の一部を補助することができる。
（建替計画の認定通知）	十二 市町村は、認定事業者（建設省令で定める認定事業者を除く。）に対して、建築物の建替えに要する費用の一部を補助することができる。
十二 新築する建築物の敷地面積の合計が建設省令で定める敷地面積以上であること。	十三 新築する建築物が耐火建築物又は準耐火建築物であること。
十三 新築する建築物の敷地面積の合計が建設省令で定める敷地面積以上であること。	十四 新築する建築物が耐火建築物又は準耐火建築物であること。
（建替計画の認定通知）	十五 新築する建築物の敷地面積の合計が建設省令で定める敷地面積以上であること。
（報告の徴収）	十六 新築する建築物の敷地面積の合計が建設省令で定める敷地面積以上であること。
（延焼等危険建築物に対する除外の勧告）	十七 防災街区整備地区計画の区域（同法第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画又は同法第三号に規定する防災街区整備地区整備計画が定められている区域のうち建築物の構造に関し同法第八条第一項第五号の準防火地域に

おける建築物の構造に関する防火上の制限と同等以上の防火上の制限が定められており、かつ、建築基準法第六十九条の二第一項の規定に基づく条例でこの制限が定められているものに限る。)が定められているもの(第五項において「特定防火地域等」という。)内にある老朽化した木造の建築物で次に掲げる条件に該当するもの(以下「延焼等危険建築物」という。)の所有者に對し、相当の期限を定めて、当該延焼等危険建築物を除却すべきことを勧告することができる。

一 当該建築物及びその周辺の建築物の構造及び敷地並びにこれらの建築物の密集している状況に照らし、大規模な地震が発生した場合において延焼防止上危険である建築物として建設省令で定める基準に該当するものであること。

二 建設省令で定める規模以上の地震が発生した場合において壁、柱等の主要な構造に著しい被害を受けるおそれがある建築物として、当該建築物の構造に関し建設省令で定める基準に該当するものであること。

所管行政庁は、前項の規定による勧告をしようとする場合において、市町村長が所管行政庁であるときは関係都道府県知事に、都道府県知事が所管行政庁であるときは関係市町村長に、あらかじめ協議しなければならない。

3 第一項の規定による勧告をした所管行政庁は、市町村長が所管行政庁であるときは関係都道府県知事に、都道府県知事が所管行政庁であるときは関係市町村長に、速やかに、その旨を通知しなければならない。

4 第一項の規定による勧告をした所管行政庁は、当該勧告に係る延焼等危険建築物についての使用及び収益を目的とする権利又は先取特権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めの登記若しくは処分の制限の登記に係る権利を有する者があるときは、速やかに、これらの者にそ

の旨を通知しなければならない。ただし、過失等なくしてこれらの者を確知することができないときは、この限りでない。

5 所管行政庁は、第一項の規定の施行に必要な限度において、特定防火地域等の内の土地に存する建築物の所有者に對し、当該建築物の火事対し、相当の期限を定めて、当該延焼等危険建築物を除却すべきことを勧告することができる。

一 当該建築物及びその周辺の建築物の構造及び敷地並びにこれらの建築物の密集している状況に照らし、大規模な地震が発生した場合において延焼防止上危険である建築物として建設省令で定める基準に該当するものであること。

二 建設省令で定める規模以上の地震が発生した場合において壁、柱等の主要な構造に著しい被害を受けるおそれがある建築物として、当該建築物の構造に関し建設省令で定める基

準に該当するものであること。

所管行政庁は、前項の規定による勧告をしようとする場合において、市町村長が所管行政庁であるときは関係都道府県知事に、都道府県知事が所管行政庁であるときは関係市町村長に、速やかに、その旨を通知しなければならない。

3 第一項の規定による勧告をした所管行政庁は、市町村長が所管行政庁であるときは関係都道府県知事に、都道府県知事が所管行政庁であるときは関係市町村長に、速やかに、その旨を通知しなければならない。

4 第一項の規定による勧告をした所管行政庁は、当該勧告に係る延焼等危険建築物についての使用及び収益を目的とする権利又は先取特権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めの登記若しくは処分の制限の登記に係る権利を有する者があるときは、速やかに、これらの者にそ

の旨を通知しなければならない。

5 所管行政庁は、第一項の規定による勧告に係る延焼等危険建築物でその全部又は一部(以下この節において「延焼等危険建築物の全部」という。)を該当する建築物の敷地に立ち入り、当該建築物、当該建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

6 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

7 第五項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(代替建築物の提供又はあっせん)

第十四条 前条第一項の規定による勧告に係る延焼等危険建築物の貸借人は、当該延焼等危険建築物の所在する市町村の長に対し、当該延焼等危険建築物に代わるべき建築物(以下この条において「代替建築物」という。)の提供又はあっせんを要請することができる。

2 前条第一項の規定による勧告に係る延焼等危険建築物の貸借人は、当該延焼等危険建築物の貸借人が住宅の用途に供するためには、

一 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

二 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

三 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

四 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

五 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

六 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

七 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

八 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

九 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

十 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

十一 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

十二 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

十三 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

十四 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

十五 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

十六 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

十七 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

十八 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

十九 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

二十 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

二十一 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

二十二 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

二十三 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

二十四 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

二十五 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

二十六 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

二十七 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

二十八 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

二十九 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

三十 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

三十一 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

三十二 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

三十三 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

三十四 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

三十五 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

三十六 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

三十七 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

三十八 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

三十九 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

四十 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

四十一 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

四十二 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

四十三 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

四十四 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

四十五 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

四十六 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

四十七 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

四十八 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

四十九 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

五十 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

五十一 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

五十二 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

五十三 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

五十四 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

五十五 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

五十六 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

五十七 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

五十八 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

五十九 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

六十 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

六十一 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

六十二 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

六十三 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

六十四 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

六十五 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

六十六 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

六十七 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

六十八 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

六十九 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

七十 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

七十一 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

七十二 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

七十三 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

七十四 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

七十五 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

七十六 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

七十七 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

七十八 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

七十九 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

八十 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

八十一 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

八十二 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

八十三 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

八十四 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

八十五 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

八十六 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

八十七 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

八十八 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

八十九 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

九十 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

九十一 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

九十二 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

九十三 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

九十四 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

九十五 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

九十六 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

九十七 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

九十八 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

九十九 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百一 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百二 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百三 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百四 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百五 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百六 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百七 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百八 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百九 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百二十 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百二十一 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百二十二 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百二十三 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百二十四 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百二十五 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百二十六 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百二十七 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百二十八 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百二十九 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百三十 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百三十一 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百三十二 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百三十三 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百三十四 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百三十五 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百三十六 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百三十七 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百三十八 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百三十九 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百四十 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百四十一 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百四十二 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百四十三 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百四十四 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百四十五 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百四十六 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百四十七 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百四十八 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百四十九 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百五十 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百五十一 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百五十二 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百五十三 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百五十四 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百五十五 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百五十六 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百五十七 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百五十八 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百五十九 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百六十 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百六十一 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百六十二 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百六十三 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百六十四 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百六十五 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百六十六 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百六十七 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百六十八 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百六十九 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百七十 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百七十一 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百七十二 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百七十三 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百七十四 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百七十五 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百七十六 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百七十七 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百七十八 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百七十九 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百八十 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百八十一 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百八十二 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

一百八十三 当該賃貸借が住宅の用途に供するためには、

険建築物を除却した後新築する建築物の全部又は一部を代替住宅として提供する場合にあっては、当該建築物の新築の事業を含む。次条第一項第四号において同じ。)に関する資金計画

十 延焼等危険建築物に延焼等危険賃貸住宅以外の部分がある場合にあっては、当該部分についての利用状況及び居住安定計画の認定を申請した日から当該延焼等危険建築物を除却する日までの間ににおける当該部分の管理に関する事項

十一 その他建設省令で定める事項

(居住安定計画の認定基準)

第十六条 市町村長は、居住安定計画の認定の申請があった場合において、当該申請に係る居住安定計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、居住安定計画の認定をしてはならない。

一 延焼等危険賃貸住宅の所有者が当該延焼等危険賃貸住宅の修繕その他の賃貸人としてなすべき義務を履行してきてること。

二 居住者ごとに、前条第五項第三号及び第四号に掲げる事項その他の居住者に関する状況を勘査して、その規模、構造及び設備並びに家賃が妥当な水準の代替住宅が居住者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内において確保されることが確実であること。

三 居住安定計画の認定の申請を受けた日から延焼等危険建築物が除却される日までの間有利が設定されないことが確実であること。

四 延焼等危険建築物の除却の事業に関する資金計画が当該事業を遂行するため適切なものであり、当該延焼等危険建築物が除却されることが確実であること。

市町村長は、居住安定計画の認定をしようとする場合において、当該居住安定計画に公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅(以下この節において

「公営住宅」という。)又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第二十一条第一項において「特定優良賃貸住宅法」という。)第十八条第二項に規定する賃貸住宅(以下この節において「特定公共賃貸住宅」という。)であつて都道府県が管理するものが代替住宅として定められているときは、あらかじめ、当該代替住宅を示して当該都道府県の同意を得なければならない。

三 市町村長は、居住安定計画の認定をしようと定められた代替住宅を示して居住者の意見を聽かなければならぬ。

(居住安定計画の認定の通知)

第十七条 市町村長は、居住安定計画の認定をしたときは、速やかに、当該居住安定計画の認定に係る居住安定計画(以下この節において認定されたときは、「居住安定計画」という。)に定められた代替住宅を示して居住者に通知しなければならない。

第十九条 第十七条第一項(前条第二項により準用する場合を含む。以下この節において同じ。)の規定による通知を受けた居住者は、当該通知により示された代替住宅が公営住宅、特定公共賃貸住宅又は市町村が居住者に転貸するために借り上げた住宅(公営住宅を除く。)である場合には、入居申出期間内に、当該代替住宅への入居を希望する旨を当該代替住宅を管理する地方公共団体に申し出ることができる。

第二十条 前条の規定による申出に係る代替住宅が公営住宅である場合において、当該申出をした者が公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件に該当する者であるときは、当該公営住宅を管理する地方公共団体は、同法第二十二条第一項及び第二十五条第一項の規定にかかわらず、その者を当該公営住宅に入居させるものとする。

第二十一条 前条に規定する公営住宅を管理する地方公共団体は、同項に規定する者を公営住宅に入居させることにおいて、その者が從前賃借していた延焼等危険賃貸住宅の家賃を当該公営住宅の家賃が超えることとなり、その者の家賃負担の軽減を図るために必要があると認めるときは、公営住宅法第十六条第一項、第二十八条第二項又は第二十九条第五項の規定にかかるわらず、政令で定めるところにより、当該公営住宅の家賃を減額することができる。

第二十二条 第十九条の規定による申出に係る代替住宅が特定公共賃貸住宅である場合において、当該申出をした者が特定優良賃貸住宅法第十八条第二項に規定する建設省令で定める基準のうち入居者の資格に係るものに該当する者であるときは、当該特定公共賃貸住宅を管理する地方公共団体は、その者を当該特定公共賃貸住宅に入居させるものとする。

第二十三条 認定居住安定計画(第十八条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この節において同じ。)に定められた延焼等危険賃貸住宅(以下「認定賃貸住宅」という。)の認定所有者は、当該認定賃貸住宅の第七条第一項の規定による通知を受けた居住者が当該認定賃貸住宅から認定居住安定計画に定められた代替住宅へその住居の移転(認定居住安定計画において延焼等危険建築物を除却した後新築する建築物の全部又は一部が代替住宅として定められている場合にあっては、当該認定居住安定計画に定められた仮住居から当該代替住宅への移転を含む。)をする場合においては、当

る事項で政令で定めるもののうち、防災街区整備地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

4 防災街区整備地区整備計画においては、次に掲げる事項のうち、防災街区整備地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

一 地区施設の配置及び規模

二 建築物の構造に関する防火上必要な制限、建築物等の高さの最高限度又は最低限度、建築物等の用途の制限、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度又は最低限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域における工作物の設置の制限その他建築物等に関する事項で政令で定めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項で政令で定めるもの

5 防災街区整備地区計画を都市計画に定めるに当たっては、次に掲げるところに従わなければならぬ。

一 地区防災施設(特定地区防災施設を除く。)は、当該地区防災施設が、当該防災街区整備地区計画の区域及びその周辺において定められている都市計画と相まって、当該区域における工作物の設置の制限その他建築物等に関する事項で政令で定めるもの

三 特定建築物地区整備計画は、当該特定建築物地区整備計画の区域内の建築物等が特定建築物等の構造に関する防火上必要な制限、建築物等の高さの最高限度又は最低限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域における工作物の設置の制限その他建築物等に関する事項で政令で定めるもの

四 地区施設は、当該地区施設が、当該防災街区整備地区計画の区域及びその周辺において定められている都市計画と相まって、火事又は地震が発生した場合の当該区域における延焼により生ずる被害の軽減及び避難上必要な機能の確保と良好な都市環境の形成に資するよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。

五 防災街区整備地区整備計画における建築物等に関する事項は、当該防災街区整備地区計画の区域の特性にふさわしい用途、容積、高さ、配列等を備えた建築物等が整備されることにより当該区域内の土地が合理的かつ健全な利用形態とされ、必要な位置に適切な規模で配置すること。

六 第三十六条第一項の規定による公告があつた防災街区整備権利移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された次の区域が定められている区域を除く。)のうち建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を一体として行うべき土地の区域としてふさわしい相当規模の一團の土地(国又は地方公共団体の所有する土地で公共施設の用に供されるものを除く。)について所有権又は借地権(一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者は、その全員の合意により、当該防災街区整備地区計画に定められた内容に従つてその土地の区域における建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事項を内容とする協定を締結した場合においては、建設省令で定めるところにより、その協定の目的とつて、当該防災街区整備地区計画に建設省令で定める場合の区分に応じ当該建設省令で定める事項を定めるべきことを当該都市計画を定めるべき者に対し要請することができる。

(行為の届出等)

第三十三条 防災街区整備地区計画の区域(地区防災施設の区域(特定地区防災施設が定められている場合にあっては、当該特定地区防災施設の区域及び特定建築物地区整備計画)又は防災街区整備地区整備計画が定められている区域に限る。)内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他同条第二項第六号に規定する建設省令で定める行為に関する事項に従つて行う行為

七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める行為

八 都市計画法第二十九条の許可を要する行為

九 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

十 防災街区整備権利移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された次の区域が定められている区域を除く。)のうち建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を一体として行うべき土地の区域としてふさわしい相当規模の一團の土地(国又は地方公共団体の所有する土地で公共施設の用に供されるものを除く。)について所有権又は借地権(一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者は、その全員の合意により、当該防災街区整備地区計画に定められた内容に従つてその土地の区域における建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事項を内容とする協定を締結した場合においては、建設省令で定めるところにより、その協定の目的とつて、当該防災街区整備地区計画に建設省令で定める場合の区分に応じ当該建設省令で定める事項を定めるべきことを当該都市計画を定めるべき者に対し要請することができる。

三 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が防災街区整備地区計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に對し、その届出に係る行為に着手する日三十日前までに、建設省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

五 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

六 第三十六条第一項の規定による公告があつた防災街区整備権利移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された次の区域が定められている区域を除く。)のうち建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を一体として行うべき土地の区域としてふさわしい相当規模の一團の土地(国又は地方公共団体の所有する土地で公共施設の用に供されるものを除く。)について所有権又は借地権(一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者は、その全員の合意により、当該防災街区整備地区計画に定められた内容に従つてその土地の区域における建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事項を内容とする協定を締結した場合においては、建設省令で定めるところにより、その協定の目的とつて、当該防災街区整備地区計画に建設省令で定める場合の区分に応じ当該建設省令で定める事項を定めるべきことを当該都市計画を定めるべき者に対し要請することができる。

七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める行為

八 都市計画法第二十九条の許可を要する行為

九 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

十 防災街区整備権利移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された次の区域が定められている区域を除く。)のうち建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を一体として行うべき土地の区域としてふさわしい相当規模の一團の土地(国又は地方公共団体の所有する土地で公共施設の用に供されるものを除く。)について所有権又は借地権(一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者は、その全員の合意により、当該防災街区整備地区計画に定められた内容に従つてその土地の区域における建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事項を内容とする協定を締結した場合においては、建設省令で定めるところにより、その協定の目的とつて、当該防災街区整備地区計画に建設省令で定める場合の区分に応じ当該建設省令で定める事項を定めるべきことを当該都市計画を定めるべき者に対し要請することができる。

三 国又は地方公共団体が行う行為

四 行為

五 都市計画法第二十九条の許可を要する行為

六 第三十六条第一項の規定による公告があつた防災街区整備権利移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された次の区域が定められている区域を除く。)のうち建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を一体として行うべき土地の区域としてふさわしい相当規模の一團の土地(国又は地方公共団体の所有する土地で公共施設の用に供されるものを除く。)について所有権又は借地権(一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者は、その全員の合意により、当該防災街区整備地区計画に定められた内容に従つてその土地の区域における建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事項を内容とする協定を締結した場合においては、建設省令で定めるところにより、その協定の目的とつて、当該防災街区整備地区計画に建設省令で定める場合の区分に応じ当該建設省令で定める事項を定めるべきことを当該都市計画を定めるべき者に対し要請することができる。

七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める行為

八 都市計画法第二十九条の許可を要する行為

九 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

十 防災街区整備権利移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された次の区域が定められている区域を除く。)のうち建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を一体として行うべき土地の区域としてふさわしい相当規模の一團の土地(国又は地方公共団体の所有する土地で公共施設の用に供されるものを除く。)について所有権又は借地権(一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者は、その全員の合意により、当該防災街区整備地区計画に定められた内容に従つてその土地の区域における建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事項を内容とする協定を締結した場合においては、建設省令で定めるところにより、その協定の目的とつて、当該防災街区整備地区計画に建設省令で定める場合の区分に応じ当該建設省令で定める事項を定めるべきことを当該都市計画を定めるべき者に対し要請することができる。

(防災街区整備権利移転等促進計画の作成)

第三十四条 市町村は、防災再開発促進地区の区域について定められた防災街区整備地区計画(以下この章において「特定防災街区整備地区計画」という)の区域における特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、当該特定防災街区整備地区計画の区域内の土地(国又は地方公共団体が所有する土地で公共施設の用に供されているもの、農地その他の政令で定める土地を除く。次条において同じ。)を対象として、所有権の移転又は地上権若しくは賃借権(これららの権利で一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。次項第五号、次条及び第三十七条において同じ。)の設定若しくは移転(以下この節において「権利の移転等」という。)を促進する事業を行おうとするときは、は、次に掲げる事項を定めるものとする。

2 防災街区整備権利移転等促進計画において

一 権利の移転等を受ける者の氏名又は名称及び住所

二 前号に規定する者が権利の移転等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

三 第一号に規定する者に前号に規定する土地について権利の移転等を行う者の氏名又は名稱及び住所

四 第一号に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後ににおける土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法

五 第一号に規定する者が設定又は移転を受けた地上権又は賃借権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに地代又は借貢及びその支払の方法

六 権利の移転等が行われた後に第二号に規定する土地において行われることとなる土地の

区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他建設省令で定める行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定期日その他の建設省令で定める事項

七 その他建設省令で定める事項

3 防災街区整備権利移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。

一 防災街区整備権利移転等促進計画の内容が特定防災街区整備地区計画に適合するものであること。

二 防災街区整備権利移転等促進計画において、特定防災街区整備地区計画の区域における特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るために必要な権利の移転等で次に掲げるもののいずれかが定められていること。

イ 地区防災施設若しくは地区施設の整備を図るために行う権利の移転等又はこれと併せて行う当該権利の移転等を円滑に推進するため必要な権利の移転等

ロ 特定建築物地区整備計画の区域において特定地区防災施設と一体となって当該特定防災街区整備地区計画の区域の特定防災機能を確保するためにされる建築物等の新築その他の行為で建設省令で定めるものを伴う権利の移転等(イに掲げるものを除く。)

ハ 地上権、賃權、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意が得られていること。

二 前項第一号に規定する土地に存する建物その他の土地に定着する物件ごとに、当該物件について所有権、地上権、賃權、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者並びに当該物件について先取特権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めの登記又は処分の制限の登記に係る権利

をする者のすべての同意が得られていること。

五 前項第一号に規定する者が、権利の移転等が行われた後に、同項第二号に規定する土地を同項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的に即して適正かつ確実に利用することができる認められること。

六 前項第一号に規定する者が、権利の移転等が行われた後に、同項第二号に規定する土地を同項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的に即して適正かつ確実に利用することができる認められること。

第三十五条 特定防災街区整備地区計画の区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権を有する者及び当該土地について権利の移転等を受けようとする者は、その全員の合意により、前条第二項各号に掲げる事項を内容とする協定を締結した場合において、同条第三項第三号及び第四号に規定する者のすべての同意を得たときは、建設省令で定めるところにより、その協定

は、建設省令で定めるところにより、その協定の目的となつている土地につき、防災街区整備権利移転等促進計画を定めるべきことを市町村に対し要請することができる。

第三十六条 市町村は、防災街区整備権利移転等促進計画を定めたときは、建設省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

第三十七条 前条第一項の規定による公告があたったときは、その公告があつた防災街区整備権利移転等促進計画の定めるところによつて所有権

を有する者に該当する者が、権利の移転等が行われた後に、同項第二号に規定する土地を同項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的に即して適正かつ確実に利用することができる。

第三十八条 第三十六条第一項の規定による公告があつた防災街区整備権利移転等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法(明治三十一年法律第二十四号)の特例を定めることができる。

第三十九条 市町村は、権利の移転等を受けた者に対し、相当の期限を定めて、当該防災街区整備権利移転等促進計画に定められた事項の適正かつ確実な実施を図るために必要な措置を講じねばならないことを勧告することができる。

第四十条 防災街区整備組合(以下「組合」という。)は、特定防災街区整備地区計画の区域内の一団の土地について所有権又は借地権を有する者が協同して当該一団の土地の区域内の各街区を防災街区として整備することを目的とする。

第四十一条 組合は、法人とする。

二 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

二 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(人格及び住所)

二 組合は、法人とする。

(名称)

二 組合は、その名称中に防災街区整備組合といふ文字を用いてはならない。

(事業の目的)

二 組合は、その名称中に防災街区整備組合といふ文字を用いてはならない。

(登記)

第三十九条 組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

第四十四条 組合は、政令で定めるところによ

り、登記をしなければならない。

一 組合員たる資格の喪失	第六十一条 組合員は、定款で定めるところにより、その出資口数を減少することができる。	三 役員に関する規定
二 死亡又は解散	第六十二条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	四 組合員に関する規定
三 除名	第六十三条 第五十七条から第五十九条までの規定は、前項の規定により出資口数を減少する場合について準用する。	五 その他必要な事項
（持分の払戻しの停止）	（定款）	（役員の定数及び選挙又は選任）
第六十条 組合は、脱退した組合員がその組合に対する債務を完済するまでは、その持分の払戻しを停止することができる。（出資口数の減少）	第六十四条 組合に役員として理事及び監事を置く。	第六十五条 理事は、法令、法令に基づいてする行政府の処分、定款、事業基本方針及び規約（以下この節において「法令等」という。）並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
（持分の払戻し）	（事業）	（理事の職務）
第五十七条 組合員は、脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。	（名称）	第六十六条 理事は、法令、法令に基づいてする行政府の処分、定款、事業基本方針及び規約（以下この節において「法令等」という。）並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
（脱退者の持分の払戻し）	（地区）	（役員の定数及び選挙又は選任）
第五十八条 持分を計算するに当たり、組合の財産をもって債務を完済するに足りないときは、当該組合は、定款で定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。（時効）	（事務所の所在地）	第六十七条 理事は、監事又は組合の使用人と、監事は、理事又は組合の使用人と、それぞれ兼ねてはならない。
（持分の払戻し）	（最高限度）	（理事の自己契約等の禁止）
第五十九条 第五十七条第一項及び前条に規定する請求権は、脱退の時から二年間これを行わないときは、時効によって消滅する。（持分の払戻しの停止）	（経費の分担に関する規定）	第六十八条 組合が理事と契約するときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、同様とする。（総会の招集）
第六十条 組合は、脱退した組合員がその組合に対する債務を完済するまでは、その持分の払戻しを停止することができる。（出資口数の減少）	（組合の定款には、前項に掲げる事項のほか、現物出資する者を定めたときはその者の氏名又は名称、出資の目的たる財産及びその価額並びにこれに対し与える出資口数を記載しなければならない。）	第六十九条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。
（規約で定め得る事項）	（組合の存立時期を定めたときはその者の氏名又は名称、出資の目的たる財産及びその価額並びにこれに対し与える出資口数を記載しなければならない。）	（組合員が組合の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあった日から二十日以内に総会を招集しなければならない。）
（規約で定め得る事項）	（投票権の行使）	（理事の職務を行ふにつき悪意又は重大な過失があったときは、その理事は、第三者に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。）
第六十三条 次に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。	（投票権の行使）	（理事がその職務を行ふにつき悪意又は重大な過失があったときは、その理事は、第三者に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。）
（役員の任期）	（投票権の行使）	（理事の職務を行ふにつき悪意又は重大な過失があったときは、その理事は、第三者に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。）
第六十五条 役員の任期は、三年以内において定期で定める期間とする。	（投票権の行使）	（理事の職務を行ふにつき悪意又は重大な過失があったときは、その理事は、第三者に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。）
（設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかる）	（投票権の行使）	（理事の職務を行ふにつき悪意又は重大な過失があったときは、その理事は、第三者に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。）

(総会招集の手続)

第七十条 総会招集の通知は、その総会の日の十日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

(組合員に対する通知又は催告)
第七十一条 組合が組合員に対してする通知又はに、その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所にあればよ。

前項に規定する通知又は催告は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。
(定款その他の書類の備付け及び閲覧)

第七十二条 理事は、定款、事業基本方針及び規約を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、総会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備えて置かなければならぬ。
3 組合員名簿には、各組合員について次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 加入の年月日
三 出資口数及び出資各口の取得の年月日
四 払込済出資額及びその払込みの年月日

4 組合員及び組合の債権者は、第一項又は第二項に規定する書類の閲覧を求めることができる。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)
第七十三条 理事は、通常総会の日から一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならぬ。
2 組合員及び組合の債権者は、前項に規定する書類の閲覧を求めることができる。

3 第一項に規定する書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならぬ。

(役員の改選の請求)

第七十四条 組合員は、総組合員の五分の一以上

の連署をもって、その代表者から役員の改選を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。

ただし、法令等の違反を理由として改選を請求する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、これを総会の議に付さなければならぬ。

5 第三項に規定する書面の提出があつたときは、理事は、総会の日の一週間前までにその請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えるべき第三項の規定を準用する。

6 第一項の規定による請求につき第四項に規定する総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

(役員についての商法等の準用)

第七十五条 商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十八条第一項の規定は、理事及び監事について、民法(明治十九年法律第八十九号)第四十四条第一項、第五十二条第二項、第五十三条から第五十六条まで及び第六十一条第一項に規定する書類の閲覧を求めることができる。

(組合員及び組合の債権者は、第一項又は第二項に規定する書類の閲覧を求めることができる。

2 組合員及び組合の債権者は、第一項又は第二項に規定する書類の閲覧を求めることができる。

3 第一項に規定する書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならぬ。

(参事及び会計主任)

し、その主たる事務所又は從たる事務所において、その業務を行わせることができる。

2 参事及び会計主任の選任又は解任は、理事の過半数で決する。

3 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

4 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

5 第三項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

6 理事は、前項に規定する可否を決する日から七日前までに、当該参事又は会計主任に対し、第四項に規定する書面又はその写しを送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

7 商法第三十八条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条並びに第四十二条の規定は、参考に規定する。

8 第一項の規定による請求につき第四項に規定する総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

(競業関係にある者の役員等への就任禁止)

第七十七条 組合の行う事業と実質的に競争關係にある事業を営み、又はこれに從事する者は、その組合の理事、監事、参事又は会計主任となることができない。

(総会の議決事項)

第七十八条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

1 定款の変更

2 事業基本方針の変更

3 規約の設定、変更又は廃止

4 每事業年度の事業計画の設定又は変更

5 経費の賦課及び徴収の方法

6 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び損失処理案

7 定款及び事業基本方針の変更は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

前項の規定により認可を受ける場合について準用する。

4 組合の地区に係る定款の変更については、前項に規定するものほか、第八十八条の規定を準用する。

5 第九十二条 組合は、出資一口の金額の減少を認めたときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成しなければならぬ。

2 組合は、前項に規定する期間内に、債権者に対する割合を超えてはならない。

対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公表し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを報告しなければならない。

3 前項に規定する一定の期間は、一月を下つてはならない。

4 債権者が第二項に規定する一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

5 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

6 商法第三百八十条(監査役)に関する部分を除く。の規定は、組合の出資一口の金額の減少について準用する。

第八十三条 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項に規定する定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項に規定する準備金は、損失をうめる場合を除いては、取り崩してはならない。

4 第四十五条第二項第三号に掲げる事業を行う組合は、当該事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならぬ。

(剰余金の配当)

第八十四条 組合は、損失をうめ、前条第一項の規定による準備金及び同条第四項の規定による繰り越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 前項の剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員の組合事業の利用分量又は払込出資額に応じてしなければならない。この場合において、払込済出資額に応じてする配当の率は、年八ペーセント以内において政令で定め

る割合を超えてはならない。

(区分経理)

第八十五条 土地区画整理事業又は第一種市街地再開発事業を行う組合は、地区画整理事業又は第一種市街地再開発事業に係る経理をそれぞれ他の事業に係る経理と区分して整理しなければならない。

(財務基準)

第八十六条 前三条に定めるもののほか、組合が、その組合員との間の財務関係を明らかにし、組合員の利益を保全することができるよう、その財務を適正に処理するための基準として従わなければならない事項は、政令で定めなければならない。

(組合の持分取得の禁止)

第八十七条 組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第五款 設立

(組合の地区)

第八十八条 組合を設立するには、特定防災街区

整備地区計画の区域のうち建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行うべき相当規模の一団の土地の区域をその地区としなければならない。

4 第四十五条第二項第三号に掲げる事業を行なう組合は、設立するには、特定防災街区整備地区計画その他の都市計画に適合するように定めなければならない。

(創立総会)

第八十九条 組合を設立するには、特定防災街区

整備地区計画の区域内の土地について所有権又は借地権を有する者三人以上が発起人となることを必要とする。

（設立準備会）

第九十条 発起人は、あらかじめ組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する目論見書を作成し、これを設立準備会の日時及び場所とともに公表しなければならない。

2 前項の規定による公告は、創立総会の日の二週間前までにしなければならない。

3 定款等作成委員が作成した定款及び事業基本方針の承認その他の設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項に規定する定款及び事業基本方針を修正することができる。ただし、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその創立総会の日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上でこれを決する。

6 前項に規定する者は、書面及び代理人をもつて議決権及び選挙権行使することができる。

7 第五十五条(第二項を除く)、第七十九条の作成に当たるべき者(次項及び第九十二条において「定款等作成委員」という)を選任し、かつ、地区、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項及び事業基本方針の概要を定めなければならない。

4 定款等作成委員は、三人以上でなければならない。

5 設立準備会の議事は、出席した組合員となろうとする者の過半数の同意をもつて決する。

(事業基本方針)

第九十一条 事業基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 組合の地区内において、組合が行う事業の種類及びその実施の方針

2 その他の建設省令で定める事項

3 前項第一号に掲げる事項は、組合の地区内の土地について定められている特定防災街区整備地区計画その他の都市計画に適合するよう定めなければならない。

(創立総会)

第九十二条 定款等作成委員が定款及び事業基本方針を作成したときは、発起人は、これらを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の規定による公告は、創立総会の日の二週間前までにしなければならない。

3 定款等作成委員が作成した定款及び事業基本方針の承認その他の設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項に規定する定款及び事業基本方針を修正することができる。ただし、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその創立総会の日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上でこれを決する。

6 前項に規定する者は、書面及び代理人をもつて議決権及び選挙権行使することができる。

7 第五十五条(第二項を除く)、第七十九条の二項及び第三項並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条第一項及び第二項、第二百四十七条から第二百四十九条まで、第二百五十一条並びに第二百五十二条の規定(これらの規定のうち監査役に関する部分を除く)は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第九十二条第一項」と読み替えるものとする。

(設立の認可の申請)

第九十三条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、建設省令で定めるところにより、定款及び事業基本方針並びに事業計画を都道府県知事に提出して設立の認可を申請しなければならない。

(設立の認可)

第九十四条 都道府県知事は、前条第一項の規定による設立の認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、その認可をしてはならない。

1 設立の手続又は定款若しくは事業基本方針の内容が、法令又は法令に基づいてする行政の処分に違反するとき。

2 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

3 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

4 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

5 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

6 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

7 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

8 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

9 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

10 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

11 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

12 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

13 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

14 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

15 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

16 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

17 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

18 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

19 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

20 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

21 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

22 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

23 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

24 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

25 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

26 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

27 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

28 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

29 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

30 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

31 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

32 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

33 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

34 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

35 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

36 発起人は、都道府県知事の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

(理事への事務引渡し)

第九十五条 前条第一項の設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

2 理事は、前項の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく出資の第一回の払込みをさせなければならない。

3 現物出資者は、第一回の払込みの期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転につき第三者に対抗するため必要な行為は、組合の成立後にすることを妨げない。

(成立の時期)

第九十六条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

(第六款 解散及び清算)

第九十七条 組合は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の決議

二 組合の合併

三 組合の破産

四 定款で定める存立時期の満了

五 第百八条の規定による解散の命令

2 組合の決議は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第九十三条第二項及び第九十四条第一項第一号の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

4 組合は、第一項各号に掲げる事由のほか、組合員が三人未満になつたことにより解散する。

5 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(合併の手続)

第九十八条 組合が合併しようとするときは、各組合の総会において合併を議決しなければならない。

2 合併をするには、定款及び事業基本方針を都道府県知事に提出して合併の認可を申請しなければならない。

道府県知事に提出して合併の認可を申請しなければならない。

第九十三条第二項及び第九十四条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

3 第八十二条の規定は、組合の合併について準用する。

4 第八十二条の規定は、組合の合併について準用する。

5 第八十二条の規定は、組合の合併について準用する。

第六百四条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十七条並びに第百三十六条及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条规定による役員の選任について準用する。

二、第百三十五条ノ二十五回第二項及び第三項、第百三十六条、第百三十七条並びに第百三十八条规定は、組合の解散及び清算について準用する。

3 第六十四条第九項本文の規定は、第一項の規定による役員のうち理事の選任について準用する。

（合併の時期）

第一百条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合がその主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

（合併による権利義務の承継）

第一百一条 合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(当該組合がその行う事業に関し、行政の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

（清算人）

第一百零二条 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事がその清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、都道府県知事は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

（清算事務）

第一百三条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、これらを総会に提出してその承認を求めなければならぬ。

2 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を分配することができない。

3 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成し、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

（組合の解散及び清算についての民法及び非訟事件手続法の準用）

2 清算人は、組合の解散及び清算についての民法及び非訟事件手続法の準用する。

3 清算人は、組合の解散及び清算についての民法及び非訟事件手続法の準用する。

4 清算人は、組合の解散及び清算についての民法及び非訟事件手続法の準用する。

5 清算人は、組合の解散及び清算についての民法及び非訟事件手続法の準用する。

（報告の徴収等）

第一百零五条 都道府県知事は、組合から、その組合が法令等を守つているかどうかを知るために必要な報告を求め、又は組合に對し、その組合員、役員、使用人、事業の分量その他の組合の一般的な状況に関する資料であつて組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができる。

（検査）

第一百零六条 組合員が組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを理由として検査を請求したときは、都道府県知事は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

（報告の徴収等）

第一百零七条 都道府県知事は、組合から、その組合が法令等を守つているかどうかを知るために必要な報告を求め、又は組合に對し、その組合員、役員、使用人、事業の分量その他の組合の一般的な状況に関する資料であつて組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができる。

（議決、選挙及び当選の取消し）

第一百零八条 組合員が組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の招集手続、議決の方法又は選挙が法令等に違反することを理由とし、その議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

2 前項の規定は、創立総会の場合について準用する。

3 前二項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く)の規定は、適用しない。

第一百零九条 都道府県知事は、第百五条の規定による報告を求めた場合又は前条の規定による検査を行つた場合において、その組合の業務又は会計が法令等に違反すると認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

2 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

3 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

4 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

5 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

6 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

7 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

8 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

9 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

10 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

11 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

12 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

13 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

14 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

15 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

16 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

17 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

18 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

19 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

20 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

21 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

22 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

23 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

24 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

25 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

26 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

27 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

28 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

29 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

30 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、その組合員を命ずべき旨を命ずることができる。

第八款 雜則

（土地区画整理事業に係る組合員の脱退等について）

第一百三部 建設委員会会議録第八号 平成九年四月十七日 【参議院】

いての特例)

五百十条 土地区画整理法第四条第一項の土地区

画整理事業の施行の認可を受けた組合の組合員

は、同法第九条第三項の規定による認可の公告

の日から当該土地区画整理事業の廃止又は終了

の認可についての同法第十三条第四項の規定に

する公告の日までの間は、第五十六条第一項各

号に掲げる事由による場合を除き、組合を脱退

することができない。

2 前項に規定する期間内に、組合の地区内の宅

地(土地区画整理法第二条第六項に規定する宅

地をいう。以下この条において同じ。)について

組合員が有する所有権又は借地権の全部又は一

部を組合員以外の者が承継した場合において

は、その者は、組合員となる。

3 第一項に規定する期間内に、組合員が組合の

地区内の宅地について有する借地権の全部又は一

部を消滅した場合において、その借地権の目

的となつていた宅地の所有者又はその宅地の賃

貸人が組合員以外の者であるときは、その消滅

した借地権が地上権である場合にあってはその

宅地の所有者が、その消滅した借地権が賃借権

である場合にあってはその宅地の賃貸人がそれ

ぞれ組合員となる。

4 第一項に規定する期間内に、組合の地区内の

宅地について組合員が有する所有権又は借地権

の全部又は一部を承継した者がある場合におい

ては、その組合員がその所有権又は借地権の全

部又は一部について土地区画整理事業に関する

権利義務は、その承継した者に移転す

る。

5 第一項に規定する期間内に、組合の地区内の

宅地について組合員が有する借地権の全部又は一

部が消滅した場合においては、その組合員がそ

の借地権の全部又は一部について土地区画整

その宅地の賃貸人にそれぞれ移転する。

(第一種市街地再開発事業に係る組合員の脱退等についての特例)

五百十一条 都市再開発法第七条の九第一項の第

一種市街地再開発事業の施行の認可を受けた組

合の組合員は、同法第七条の十五第一項の規定

による認可の公告の日から当該第一種市街地再

開発事業の終了の認可についての同法第七条の第

二十一第二項の規定による公告の日までの間は、

第五十六条第一項各号に掲げる事由による場合

を除き、組合を脱退することができない。

2 前項に規定する期間内に、組合の地区内の宅

地(都市再開発法第二条第五号に規定する宅地

を除く。以下この条において同じ。)について

組合員が有する所有権又は借地権の全部又は一

部を組合員以外の者が承継した場合において

は、その者は、組合員となる。

3 第一項に規定する期間内に、組合員が組合の

地区内の宅地について有する借地権の全部又は一

部を消滅した場合において、その借地権の目

的となつていた宅地の所有者又はその宅地の賃

貸人が組合員以外の者であるときは、その消滅

した借地権が地上権である場合にあってはその

宅地の所有者が、その消滅した借地権が賃借権

である場合にあってはその宅地の賃貸人がそれ

ぞれ組合員となる。

4 第一項に規定する期間内に、組合の地区内の

宅地について組合員が有する所有権又は借地権

の全部又は一部を承継した者がある場合におい

ては、その組合員がその所有権又は借地権の全

部又は一部について土地区画整理事業に関する

権利義務は、その承継した者に移転す

る。

5 第一項に規定する期間内に、組合の地区内の

宅地について組合員が有する借地権の全部又は一

部が消滅した場合においては、その組合員がそ

の借地権の目的となつていた宅地の所有者に

消滅した借地権が地上権である場合にあっては

その借地権が賃借権である場合にあっては

その借地権が地上権である場合にあっては

る規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

(組合に対する助言又は指導)

第百四十四条 国及び関係地方公共団体は、組合に

対して、その事業の施行の促進を図るために必要

な助言又は指導をすることができる。

第四節 建築物の敷地と道路との関係の特例

(第一種市街地再開発事業の施行地区内における権利処分の特例)

第百十二条 都市再開発法第七条の九第一項の第

一種市街地再開発事業の施行の認可を受けた組

合は、当該組合の地区内の各街区を防災街区と

して整備するため必要があると認めるときは、

建設省令で定めるところにより、当該第一種市

街地再開発事業の施行地区内の宅地若しくは建

築物の所有権若しくは当該組合の組合員とな

る者の借地権で第一百六条第一項の規定により指定

された防災街区整備推進機構が有するものを當

該組合の組合員若しくは当該組合の組合員とな

項目に関する制限が定められている区域である

こと。

建築基準法第四十四条第二項、第九十二条の

二、第九十三条第一項及び第二項並びに第九十
四条から第九十六条までの規定は、前項の規定

による許可をする場合に準用する。

第五節 防災街区整備推進機構

(防災街区整備推進機構の指定)

第一百六条 市町村長は、民法第三十四条の法人

であつて、次条に規定する業務を適正かつ確實

に行うことができると認められるものを、その

申請により、防災街区整備推進機構(以下この

節において「機構」という。)として指定すること

ができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたた

きは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在

地を公示しなければならない。

3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地

を変更しようとするときは、あらかじめ、その

旨を市町村長に届け出なければならない。

4 市町村長は、前項の規定による届出があつた

ときは、当該届出に係る事項を公示しなければ

ならない。

(機構の業務)

第一百七条 機構は、次に掲げる業務を行うもの

一 密集市街地における防災街区の整備に関する

事業を行なう者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

二 防災街区整備地区計画の区域において、当該区域内の各街区の防災街区としての整備に資する建築物その他の施設であつて建設省令で定めるものを当該防災街区整備地区計画の内容に即して整備する事業を行なうこと又は当該事業に参加すること。

三 防災街区整備地区計画の区域において、当該区域内の各街区の防災街区としての整備を図るために有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

四 密集市街地における防災街区の整備に関する調査研究を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、密集市街地における防災街区の整備を推進するために必要な業務を行うこと。

第六百二十二条の規定による報告をする

一 第八条又は第二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十七条の規定による市町村長の命令に限る。に違反した者

三 第三十三条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 市町村長は、機構が前条各号に掲げる業務を適正かつ確實に実施しないと認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関する指定を取り消すことを命ずることができ

5 市町村長は、機構が前項の規定による命令に違反したときは、第百六条第一項の規定によ

る土地の取得に係る業務に関する所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

6 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければなら

い。

7 市町村長は、機構が前項の規定による命令に

取り消した場合における前条第三号に規定する

報告をし、又は第百六条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その行為者及び組合を、それぞれ二十万円以下の罰金に処する。

8 第八十三条から第八十五条までの規定に違反したとき。

9 第八十七条の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

10 第九十七条第五項の規定に違反したとき。

11 第三百三条第一項又は第三項の書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

12 第三百三条第二項の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

13 第百四条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

14 第百四条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

15 第百四条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠ったとき。

16 第七十七条の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

17 第五十四条、第五十六条第二項後段、第六十七条又は第六十九条第一項の規定に違反したとき。

18 第六十九条第二項又は第三項(これらの規定を第七十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

19 第七十二条第一項若しくは第二項若しくは第七十三条第一項の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正

當な理由がないのに第七十二条第四項若しくは第七十三条第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

20 第八十二条第一項、第二項、第三項若しくは第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第九十八条第四項において準用する第八十二条第一項、第二項、第三項若しくは第五項の規定に違反して組合の合併を行つたとき。

21 第八十三条から第八十五条までの規定に違反したとき。

22 第八十七条の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

23 第九十七条第五項の規定に違反したとき。

24 第三百三条第一項又は第三項の書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

25 第三百三条第二項の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

26 第百四条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

27 第百四条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠ったとき。

28 第七十七条の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

29 第五十四条、第五十六条第二項後段、第六十七条又は第六十九条第一項の規定に違反したとき。

30 第六十九条第二項又は第三項(これらの規定を第七十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

31 第七十二条第一項若しくは第二項若しくは第七十三条第一項の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正

第五章 罰則

1 第一百二十九条 組合の役員が、どのような名義を又は指導若しくは助言をするものとする。

2 前項の罪を犯した者は、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一条の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合には、適用しない。

第六章 施行期日

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(第二十四条の規定の適用についての経過措置)
第一条 認定賃貸住宅に係る賃貸借契約が借地借

家法附則第十二条の賃貸借契約である場合における第二十四条の規定の適用については、同条第一項中「借地借家法第二十六条第二項及び第二十八条」とあるのは借地借家法附則第十二条の規定によりなお從前の例によることとされる旧借家法（大正十年法律第五十号）第一条ノ一及び第二条第二項」と、同条第二項中「借地借家法第二十七条第二項及び第二十八条」とあるのは借地借家法附則第十二条の規定によりなお從

前の例によることとされる旧借家法第一条一二及び第三条第一項とする。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に防災街区整備組合という文字を用いている者については、第四十二条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(住宅金融公庫法の一部改正)
第一条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第七項中「基き」を「基づき」に、「又は除却する」を「若しくは除却する場合又は密集

市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第号)第十三条第一項

の規定による勧告に基づき住宅部分を有する家屋を除却する」に、「代るべき」を「代わるべき」として、二、〔付直〕 \rightarrow 二、〔付直する〕

（建築基準法の一部改正）
「附則して」を「附則して」に改める。

第二条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一
号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中第三十二条を第三十六条号とし、第三一号を第三十五号とし、第三十号を第三十四号とし、同条第二十九号中「第十二条の四第一第五号」を「第十二条の四第一項第六号」に改め、同号を同条第三十三号とし、同条第二十八号の二を同条第三十二号とし、同条第二十八号「第十二条の四第一項第四号」を「第十二条の四第一項第五号」に改め、同号を同条第三十一号とし、同条第二十七号の次に次の三号を加え。

二十八 防災街区整備地区計画 都市計画法
第十二条の四第一項第四号に掲げる防災街区整備地区計画をいう。

二十九 特定建築物地区整備計画 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第二十号)第三十二条
第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。

三十 防災街区整備地区整備計画 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第二十号)第三十二条
第二項第二号及び第五十四条第一項中「又はその区域」を加える。

第五十二条第二項及び第五十四条第一項中「第八十六条第九項」を「第八十六条第十項」に改める。

第六十八条の二第一項中「再開発地区整備計画」の下に「特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画」を加え、同条第二項中「再開発地区計画」の下に「防災街区整備地区計画」を加え、同条に次の二項を加える。

4 第一項の規定に基づく条例で建築物の構造に関する防火上必要な制限を定める場合においては、当該条例に、第六十七条の規定の例により、当該制限を受ける区域の内外にわたる建築物についての当該制限に係る規定の適用に関する措置を定めるものとする。

第六十八条の六中「道の配置及び規模」の下に

又はその区域を加え、「一区域に限り」を「二区域に」に、「限る」を「防災街区整備地区計画の区域にあつては密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第二号に規定する地区防災施設（第八十六条第三項第一号において「地区防災施設」という。）の区域又は防災街区整備地区整備計画が定められている区域に限る」に改め、「定められた道の配置」の区間に「又はその区域を加える。

（地方税法の一部改正）

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の二 第十一項中「事業及び」の下に
「密集市街地における防災街区の整備の促進に

関する法律(平成九年法律第号)第四十六
条第一項の規定により土地区画整理法の規定が

適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十五条第一項第一号の

事業並びに」を加え、同条第十二項中「第八条第一項二つ下二「及び名集中市有地二点する訪後街区

の整備の促進に関する法律第四十六条第一項」

を加え、「場合及び」を「場合並びに」に改める。
第七十三条の六第三項中「農業組合法第八条

第一項」の下に「及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六条第一

項」を加え、「及び農住組合法第八条第一項」を「農住組合法第八条第一項及び名集中有地二

一 廉住総合法第八条第一項及び審査市町村における防災街区の整備の促進に関する法律第四

十六条第一項に改める。

「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六条第一項の規定により土地

区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十

五条第一項第一号の事業並びに」を、「第一百条の

〔農地組合法第八条第一項〕の下に一及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する

卷之三

法律第四十六条第一項」を加え、「場合及び」を「場合並びに」に改める。

附則第十一條に次の二項を加える。

17 密集市街地における防災街区の整備の促進

に関する法律第三十六条第一項の規定による

公報があつた防災街区整備権利移転等促進計

画に基づき同法第三十四条第二項第一号に規

定する者が同法第三十二条第二項第二号に規

定する地区防災施設の用に供する土地又は同

号に規定する特定建築物地区整備計画の区域

内の建築物の用に供する土地を取得した場合

における当該土地(住宅の用に供するものを除く。)の取得に対し課する不動産取得税の

課税標準の算定については、当該取得が平成

十一年三月三十日までに行われたときに限

り、当該土地の価格の五分の一に相当する額

を価格から控除するものとする。

附則第三十二条の二第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第五項とし、同条第六項を

同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を

加える。

6 市町村は、密集市街地における防災街区の

整備の促進に関する法律第三十六条第一項の

規定による公報があつた防災街区整備権利移

転等促進計画に基づき同法第三十四条第二項

第一号に規定する者が同法第三十二条第二項

第二号に規定する地区防災施設の用に供する

土地又は同号に規定する特定建築物地区整備

計画の区域内の建築物の用に供する土地を取

得した場合における当該土地の取得に対して

は、当該取得が平成十一年三月三十日まで

行われたとき、第五百八十五条第一項の規定にかかるまで、土地の取得に対する

課する特別土地保有税を課することができな

い。

附則第三十二条の三中第八項を第九項とし、

第七項の次に次の二項を加える。

8 第四項の規定は、密集市街地における防災

街区の整備の促進に関する法律第一百六十六

条第三号に規定する業務の用に供する土地に

対して課する平成十一年度から平成十二年度ま

での各年度分の特別土地保有税又は当該土地

の取得で平成十一年三月三十日までにされたものに對して課する特別土地保有税について準用する。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第四条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「政令で定める高度利

用地区の区域その他の区域」を「都市計画法(昭

和四十三年法律第百号)第十二条の四第一項第

四号に規定する防災街区整備地区計画の区域で

改正する。

第七項中「第五項」を「第六項」とし、「附則第三十一

条の二第七項」を附則第三十二条の二第八項

に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を

同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を

加える。

2 国は、地方公共団体が密集市街地における

防災街区の整備の促進に関する法律(平成九

年法律第百六十六条第一項の規定

により指定された防災街区整備推進機構に対

し同法第一百七十三条第三号に規定する土地のうち前項第三号に掲げる土地に該当するものの

買取りに要する費用に充てる資金の貸付けを行なうときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金を貸し付けることができる。

第二条第一項中「若しくは第三項」を「若しく

は第四項に、「同条第一項を「同条第三項」に

改め、「土地」の下に「同号イからニまでに掲げ

る土地で防災街区整備地区計画の区域内のも

の」を加え、「同条第三項」を「同条第二項若し

くは第四項」に改め、同条第三項中「又は第三項」を「

第二項又は第四項に、「同条第三項」を「同条第二

項若しくは第四項」に改め、同条第四項から

第六項までの規定中「前条第二項」を「前条第三

項」に改め、同条第七項中「前条第四項」を「前条

第五項」に改める。

(都市計画法の一部改正)

第五条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の

一部を次のように改正する。

第六号を第五号とし、第三号の次に次の二号を

加える。

四 密集市街地における防災街区の整備の促

進に関する法律(平成九年法律第百号)

第十二条の四第一項中第五号を第六号とし、

第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を

加える。

五 密集市街地における防災街区の整備の促

進に関する法律(平成九年法律第百号)

第十三条の七中「再開発地区計画」の下に「

防災街区整備地区計画」を加える。

第十三条第一項中第十四号を第十五号とし、

第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号

とし、第十一号の次に次の二号を加える。

十二 防災街区整備地区計画は、当該区域の

各街区が火事又は地震が発生した場合の延

焼防止上及び避難上確保されるべき機能を

備えるとともに、土地の合理的かつ健全な

利用が図られることを目的として、一體的

かつ総合的な市街地の整備が行われること

となるように定めること。

第十三条第三項中「再開発地区計画」の下に「

防災街区整備地区計画の区域(防

災街区整備地区計画の区域に

防災街区における防災街区の整備の促

進に関する法律第二十二条第二項第二号に規定す

る地区防災施設をいう。以下この項及び第三十

三条第一項において同じ)、特定建築物地区整

備計画(同法第二十二条第二項第二号の規定に

よる特定建築物地区整備計画をいう。以下この

項及び第三十三条第一項において同じ)又は防

災街区整備地区整備計画(同法第三十二条第二

項第三号の規定による防災街区整備地区整備計

画をいう。以下この項及び第三十三条第一項に

おいて同じ)が定められているときは、防災街

区整備地区計画の区域及び地区防災施設の区

域、特定建築物地区整備計画の区域又は防災街

区整備地区整備計画の区域」を加える。

第十九条第二項中「除く。」の下に「又は防災

街区整備地区計画」を加える。

第三十二条第一項第五号中「限り」を削り、

「限る」を、防災街区整備地区計画にあつては

当該土地についての地区防災施設の区域、特定

建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備

計画が定められているものに限る」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第三十三条第一項第五号中「限り」を削り、

「限る」を、防災街区整備地区計画にあつては

当該土地についての地区防災施設の区域、特定

建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備

計画が定められているものに限る」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第三十二条第一項の規定による防災街区整備地区計

画を加え、同項第一項中「再開発地区計画」の下に「

、密集市街地における防災街区の整備の促

進に関する法律(平成九年法律第百六

号)第百六十六条第一項の規定による防災街区整備地区計画」を加え、同項第二号中「事項」の下に「特定

建築物地区整備計画において建築物の特定地区

の促進に関する法律第三十二条第二項第二号に規定する特定地区防災施設をいう。」に面する部

分の長さの敷地の当該特定地区防災施設に接する部分の長さに対する割合の最低限度及び建築

物の高さの最低限度が定められている場合並び

に」を加える。

第三条第二号ホ中「再開発地区計画」の下に「防災街区整備地区計画」を加える。

第三条の二第二号中「一ヘクタール」を「〇・五ヘクタール」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当し、かつ、当該区域内にある建築物が密集しているため、災害の発生のおそれが著しく、又は環境が不良であること。

(1) 当該区域内にある安全上又は防火上支障がある建築物で政令で定めるものの数の当該区域内にあるすべての建築物の数に対する割合が政令で定める割合以上であること。

(2) (1)に規定する政令で定める建築物の延べ面積の合計が当該区域内にあるすべての建築物の延べ面積に対する割合が政令で定める割合以上であること。

第三条第三項を「第一条第四項」と、「及び同条第四項」を「並びに同条第五項」に改める。

3 都市開発資金金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第一条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同条第二項」を「同条第三項」に、「第一条第三項」を「第一条第四項」と、「及び同条第四項」を「並びに同条第五項」に改める。

4 净化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一 (淨化槽法の一部改正)

第二条第十一号中「第一条第三十二号本文」を「第二条第三十六号本文」に改める。

5 民間都市開発の推進に関する特別措置法(一部改正)

第二条第一項中「第一項第三十二号本文」を「第二条第三十六号本文」に改める。

6 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「及び被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)」を「被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)」に改める。

7 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第十一号中「第二条第三十二号」を「第二条第三十六号」に改める。

(施行期日)
1 この法律は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第二号)の施行の日から施行する。
(租税特別措置法(一部改正))
2 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改止する。
第十四条第三項第五号、第三十四条の二第二

項第七号、第四十七条第三項第五号及び第六十五条の四第一項第七号中「第十二条の四第一項第四号」を「第十二条の四第一項第五号」に改める。

3 都市開発資金金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第一条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同条第二項」を「同条第三項」に、「第一条第三項」を「第一条第四項」と、「及び同条第四項」を「並びに同条第五項」に改める。

4 净化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一 (淨化槽法の一部改正)

第二条第十一号中「第一条第三十二号本文」を「第二条第三十六号本文」に改める。

5 民間都市開発の推進に関する特別措置法(一部改正)

第二条第一項中「第一項第三十二号本文」を「第二条第三十六号本文」に改める。

6 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「及び被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)」を「被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)」に改める。

7 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第十一号中「第二条第三十二号」を「第二条第三十六号」に改める。

8 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第二条第三十二号」を「第二条第三十六号」に改める。

第八六二号 平成九年四月二日受理
公共事業予算の確保に関する請願
請願者 新潟市寄居町七〇四ノ一 星野伊佐夫

紹介議員 吉川 芳男君

中山間地に位置する市町村では大都市圏に比べ社会資本整備が遅れ、また、災害に見舞われることも少なくない。このため当該地域では公共事業の積極的な展開が求められており、そのことがもたらす雇用の創出や景気浮揚等による地域の活性化や過疎化の防止など経済社会への波及効果は計り知れない。しかし近年、事業箇所の絞り込みによる重点投資の実施や国が整備すべき分野の明確化、補助対象の限定化などが検討され、財政再建の一環として公共事業抑制論議が浮上している。これは中山間地や過疎地にとって死活問題であり、国土の均衡ある発展に影響しかねない。ついで、公共事業の予算確保について積極的に取り組まれたい。

第一、川辺川ダム本体の建設を中止すること。
二、川辺川ダム事業計画を抜本的に見直すこと。

計画の抜本的見直しが求められている。また、財政再建のためには大型公共事業にメスを入れるほかに手立てではない。については、次の事項について実現を図られた。

設省が設置した「川辺川ダム事業審議委員会」は、当初から建設促進の立場の行政・議会関係者が多数を占め、審査審議に終始し、昨年八月に「ダム建設継続の答申を出した。自然環境保護が叫ばれている今日、環境に致命的悪影響を及ぼすダム計画の抜本的見直しが求められている。また、財政再建のためには大型公共事業にメスを入れるほかに手立てではない。については、次の事項について実現を図られた。

第一、川辺川ダム本体の建設を中止すること。
二、川辺川ダム事業計画を抜本的に見直すこと。

第一、川辺川ダム建設の中止に関する請願
請願者 熊本県人吉市北泉田町二一四ノ三
重松克典

紹介議員 矢田部 理君

球磨川最大の支流川辺川に建設予定の川辺川ダム